

汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加停止基準

第1 目的

この基準は、汚染土壌処理業務の委託を適正に施行するため、競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が、県若しくは県以外の官公庁又は民間における委託業務（以下「委託業務」という。）に関して不正の行為をし、法令に違反し、有資格業者として不相当であると認められる場合の入札参加停止について、法令等に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 入札参加停止をする場合及び期間

知事は、有資格業者又はその役員（執行役員を含む。以下同じ。）若しくは使用人が、次の各号のいずれかに該当した場合には、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該有資格業者の入札参加を停止するものとする。

(1) 静岡県内における汚染土壌処理業務に関し、次の事項のいずれかに該当する場合

ア 県が発注する汚染土壌処理業務（以下「県発注汚染土壌処理業務」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、汚染土壌処理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

1か月以上6か月以内

イ 県発注汚染土壌処理業務の契約の履行に当たり、故意又は過失により執行内容を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。

1か月以上6か月以内

ウ 県以外の者が発注する汚染土壌処理業務（以下「一般発注汚染土壌処理業務」という。）の契約の履行に当たり、故意又は過失により執行内容を粗雑にした場合において瑕疵が重大であると認められるとき。

1か月以上3か月以内

エ アに掲げる場合のほか、県発注汚染土壌処理業務の履行に当たり、契約に違反し、汚染土壌処理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

2週間以上4か月以内

オ 県発注汚染土壌処理業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

1か月以上6か月以内

カ 一般発注汚染土壌処理業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

1か月以上3か月以内

キ 県発注汚染土壌処理業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該汚染土壌処理業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

2週間以上4か月以内

ク 一般発注汚染土壌処理業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該汚染土壌処理業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

2週間以上2か月以内

(2) 贈賄の容疑により、次の事項のいずれに該当する場合

ア 次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる者が静岡県の職員（以下「県職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- (7) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） 4か月以上12か月以内
- (イ) 有資格業者の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で(7)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） 3か月以上9か月以内
- (ウ) 有資格業者の使用人で(イ)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2か月以上6か月以内
- イ 次の(7)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (7) 代表役員等 3か月以上9か月以内
- (イ) 一般役員等 2か月以上6か月以内
- (ウ) 使用人 1か月以上3か月以内
- ウ 次の(7)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (7) 代表役員等 2か月以上6か月以内
- (イ) 一般役員等 1か月以上3か月以内
- (ウ) 使用人 1か月以上2か月以内
- (3) 県発注汚染土壌処理業務及び県内の公共機関が発注する汚染土壌処理業務（以下「県内公共機関発注汚染土壌処理業務」という。）に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、汚染土壌処理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 12か月以上36か月以内
- (4) 前号に掲げる場合のほか、委託業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、汚染土壌処理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 4か月以上24か月以内
- (5) 県発注汚染土壌処理業務及び県内公共機関発注汚染土壌処理業務に関し、役員又は使用人が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項）又は談合（刑法第96条の3第2項）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。 12か月以上36か月以内
- (6) 前号に掲げる場合のほか、委託業務に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 4か月以上24か月以内
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、委託業務に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をし、汚染土壌処理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 1か月以上9か月以内
- (8) 前各号のいずれかに該当したことにより入札参加を停止されている有資格業者を、汚染土壌処理業務に係る契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。 1か月以上9か月以内

第3 入札参加停止期間の特例及び入札参加停止の解除

不正の行為又は法令違反の内容が特に重大と認める場合は、第2の規定にかかわらず、第2に定める入札参加停止期間を超えて、入札参加を停止することができる。ただし、その期間は、36か月を超えてはならない。

- 2 入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、入札参加停止期間を変更することができる。
- 3 入札参加停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたと

きは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

第4 報告書の提出

本庁の課長又はかい長は、その所管する汚染土壌処理業務の委託について第2の規定に該当すると認めるとき又はその疑いがあると認めるときは、速やかに様式1号による報告書に必要な書類を添えて、その所属する部局の長及びくらし・環境部環境局長に提出するものとする。

2 くらし・環境部生活環境課長は、県の契約に係る汚染土壌処理業務以外の汚染土壌処理業務の委託について第2の規定に該当すると認めるとき又はその疑いがあると認められるときは、速やかに様式1号による報告書に必要な書類を添えて、環境局長に提出するものとする。

3 本庁の課長又はかい長は、第3第2項の規定に基づき入札参加停止期間を変更することが適当と認めるとき、又は第3第3項の規定に基づき入札参加停止を解除することが適当と認めるときは、速やかに様式2号による報告書に必要な書類を添えて、くらし・環境部環境局長に提出するものとする。

第5 審査及び決定

くらし・環境部環境局長は、第4の規定により報告書を受理したときは、直ちに汚染土壌処理業務委託入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を招集する。

2 委員会は、第4に規定する報告書を審査し、第4第1項及び第2項の規定に係る報告にあつては入札参加停止の、第4第3項の規定に係る報告にあつては入札参加停止期間の変更又は入札参加停止の解除の可否を決定するものとする。

3 くらし・環境部環境局長は、前項の規定に基づいて入札参加停止又は入札参加停止期間の変更が決定されたときは様式3号による通知書、入札参加停止の解除が決定されたときは様式5号による通知書により第4において、くらし・環境部環境局長宛て報告書を提出した本庁の課長又はかい長に通知するものとする。

第6 入札参加停止の始期

第5の規定による入札参加停止期間の開始の時期は、決定の日の翌日からとする。

第7 決定の通知

知事は、第5第2項の規定に基づいて入札参加停止又は入札参加停止期間の変更が決定されたときは様式4号による通知書、入札参加指名停止の解除が決定されたときは様式6号による通知書により、直ちに当該有資格業者に対し通知するものとする。

附 則

この基準は、令和5年1月5日から施行する。

様式1号（用紙日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

くらし・環境部環境局長 様

長

汚染土壌処理業務の委託に係る入札参加停止該当事由等の発生報告書

汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加停止基準第4第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
発生時期	
発生場所	
(内 容)	

様式2号（用紙日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

くらし・環境部環境局長 様

長

入札参加停止期間の変更（入札参加停止の解除）について

さきに入札参加停止された次の者については、入札参加停止期間を変更（入札参加停止を解除）することが適当と認められますので、汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加停止基準第4第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加停止期間	
1 変更（解除）することが適当と認められる理由	
2 変更期間	

様式3号（用紙日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

静岡県くらし・環境部環境局長

入札参加停止（入札参加停止期間変更）通知書

このことについて、次のとおり決定したので汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加停止基準第5第3項の規定に基づき通知します。

記

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加停止（入札参加停止期間変更）	自 年 月 至 年 月 日
(理 由)	

様式4号（用紙日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

（代表申請者） 様
（申請者） 様

静岡県知事

入札参加停止（入札参加停止期間変更）の決定について

このことについて、次のとおり決定したので汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加停止基準第7の規定に基づき通知します。

記

入札参加停止（入札参加停止期間変更）	自 年 月 日 至 年 月 日
理 由	

様式5号（用紙日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

静岡県くらし・環境部環境局長

入札参加停止解除通知書

このことについて、汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加停止基準第3第3項の規定に基づき下記のとおり入札参加停止を解除したので、同基準第5第3項の規定に基づき通知します。

記

1 解除対象の入札参加停止

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加停止期間	自 年 月 至 年 月 日

2 入札参加停止解除の理由

3 解除日

様式6号（用紙日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

（代表申請者） 様
（申請者） 様

静岡県知事

入札参加停止の解除について

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を決定した旨を通知したところですが、このたび、当該入札参加停止を解除したので汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加停止基準第7の規定に基づき通知します。

解除日